

# 投資信託総合取引規定

## 1. 規定の趣旨

- (1)この規定は、投資信託受益権等(以下「投資信託」といいます。)に関する取引について、お客様と当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2)本規定に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「投資信託受益証券等の保護預り規定」、「投資信託累積投資規定」、「特定口座に係る上場株式等保管委託規定」、「積立投資信託取扱規定」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定」、「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定」および当行が別に定めるインターネットバンキングに関する規定等により取り扱います。
- (3)お客様は当行との投資信託取引に際しては、投資信託に係る各規定の内容を十分把握し、自らの判断と責任において行ってください。

## 2. 取扱商品

お客様が当行で取引できる投資信託受益権等は、当行が定めるもの(以下「取扱商品」といいます。)に限ります。取扱商品以外の商品の売買注文や商品のお預り等の取引は一切できません。

## 3. 取引の要件・取引の制限

- (1)この取引は、お客様が後記5に定める方法により申込を行い、当行がこれを承諾することにより、開始します。
- (2)この日本国内に住所または居所を有するお客様が、次のすべての要件を満たす場合にかぎり、行うことができるものとします。
  - A. この取引に係る投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)を寄託するため、専用の保護預り口座が開設されていること
  - B. この取引にかかる金銭の決済を行うための預金口座(以下「預金決済口座」といいます。)が開設されていること
  - C. この取引に関して、包括的累積投資規定契約が締結されていること。
- (3)すでにこの取引を開始しているお客様が、日本国内の住所および居所を失った場合には、前記2に定義する取扱商品の一部または全部を行えない場合があります。
- (4)すでにこの取引を開始しているお客様が、外国籍もしくは外国永住権を有するまたは有するに至ったときは、前記2に定義する取扱商品の取引の一部または全部を行えない場合があります。
- (5)お客様は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、または、次のAからEのいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
  - A. 暴力団員等が経営していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6)お客様が、自らまたは第三者を利用して次AからEの一にでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

## 4. 取引の制限

- (1)当行が届出のあった氏名・住所宛に発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合は、お客様の所定の届出ならびに当行所定の手続が完了するまでの間、取引を制限することがあります。
- (2)お客様が、前条(5)のいずれかに該当し、もしくは前条(6)のいずれかに該当する行為をし、または前条(5)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 5. 申込方法

- (1)お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入(またはコンピューター端末による登録)のうえ、当行の本支店

のうち投資信託の窓口業務を行う店舗に提出することによって総合取引を申し込むものとし(インターネットバンキングにより総合取引を申し込むこともできます)、当行がこれを承諾した場合には総合取引を開始することができます。

- (2) お客様が前項の申込みをされる場合には、当行の本店、支店または出張所の本人名義の普通預金口座または当座預金口座を総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等をご入金する預金口座としてご指定いただきます。
- (3) お客様が前記(1)の申込書に記入(登録)された氏名・住所・指定預金口座等をもって、この取引についての氏名・住所・指定預金口座とします。なお、この取引についての届出の印鑑は、別に当行に届け出たこの取引にかかる指定預金口座の届出の印鑑とします。

## 6. 指定預金口座

- (1) 総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等は当該金額から所得税、住民税等を差し引いたうえ、指定預金口座に自動的に入金します。
- (2) お客様が総合取引により当行に支払うことになった金銭は、指定預金口座からの自動引き落としの方法によることとします。この場合、小切手または払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく引き落としします。

## 7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当行所定の書面によって取引店に届け出てください。お客様の成年後見人等について、補助・補佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面により取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合または任意後見監督人に選任がされているときにおいても、前記(1)および(2)と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 8. 共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、個人番号または法人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの個人番号または法人番号を当行に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## 9. 投資信託の注文等

- (1) お客様が当行に投資信託の購入もしくは解約の注文または買取等の申込を行うときは、当行所定の申込書(またはコンピューター端末)に、氏名・年月日、取扱商品、購入、解約および買取の別、数量、金額等、所定の必要事項をもれなく明確に指示してください。(インターネットバンキングによる場合も同様)。
- (2) 注文等の単位については、当行が別途定めるところによります。
- (3) 注文等の受付期限は、取扱商品の投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めのない限り、午後3時とします(インターネットバンキングの場合は午後3時30分)。お客様が注文等を行った後、受付時限までに当行が受付事務を完了させた注文等については、当行は遅滞なく投信委託会社に取り次ぎます(以下、当行が受付した注文等を投信委託会社に取り次ぐための手続きを「手続」といい、また、その手続を開始する日を「手続日」といいます。)
- (4) 購入または解約の注文を行う日の翌営業日以後の手続きの指示をする場合(以下「先日付注文」といいます。)は、手続日を明確に指示してください。
- (5) 取扱商品の目論見書および取扱商品に係る資料上、注文等ができない日には、当行は手続きを行いません。
- (6) 目論見書および取扱商品に係る資料上は通常であれば注文等を行うことができる日であっても、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他のやむをえない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少や災害等)があるときは、当該投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)等に従って、注文等の申込みの受付を取り消す場合があります。なお、注文等の手続日が台風等の影響で申込不可日に変更になった場合は、自動的にその翌営業日に注文等を受付します。
- (7) 当行は、次のいずれかに該当する場合は、お客様の注文等をお受けしないことがあります。
  - ① 注文等の内容が法令またはこの約款の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当行が判断する場合
  - ② お客様が当行に対する債務の履行を怠っている場合

③前各号に掲げる場合のほか、注文等をお受けすることが適当でないと当行が判断した場合

#### 10. 届出事項の変更

- (1) 名称、代表者、代理人、住所、個人番号または法人番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお届けください。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了したあとでなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還または解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、保証人を求めることがあります。また、これらの届出がなされなかったことによって生じた影響については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) お客様が前記(1)の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、当行がこの取引に関して行った通知が届出の住所に延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものと取り扱います。

#### 11. 解約

- (1) お客様は、この取引をいつでも解約することができます。なお、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) 当行は、次のAからDの事由がひとつでも生じた場合、この取引を解約することができます。
  - A. 第3条の(2)に定めるいずれかの要件が失われたとき
  - B. お客様が本規定の定めに違反したとき
  - C. お客様本人について相続の開始があったとき
  - D. その他やむをえない事由が生じたとき
- (3) お客様の保護預かり口座に一定期間残高がない等、法令諸規則に照らして合理的な事由がある場合には、当行はお客様に通知することによりこの取引を解約することができます。

#### 12. 合意管轄

お客様と当行との間のこの規定に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

#### 13. 規定の変更

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2026年5月現在)